

## 鶴ヶ島市後援承認事務処理要領

昭和63年2月1日町長決裁  
(平成10年4月1日一部改正)  
(平成19年4月1日一部改正)

(趣旨)

第1条 この要領は、鶴ヶ島市（以下「市」という。）が、市以外のものが行う行事を後援することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、後援とは、行事の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいう。

(後援の基準)

第3条 市長は、次の基準に該当するものは、後援は、行わないものとする。

- (1) 政治的目的を有するもの又は政治団体が行うもの
- (2) 宗教的目的を有するもの又は宗教団体が行うもの
- (3) 営利を主目的とするもの
- (4) 参加者が特定の地域の人々に限られるもの
- (5) 主催者が十分な事業遂行能力をもたないと認められるもの又は十分な設備のもとで事業が実施されないと認められるもの
- (6) 参加者に多大な費用の負担を強いるもの

(申請の手続き)

第4条 後援を申請しようとする者は、申請団体名、代表者名、住所、連絡先、事業名、趣旨、日時、会場、対象、内容、希望する後援の内容及びその他必要事項の記入されている申請書を開催30日前までに、市長に提出しなければならない。

(回答)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、速やかに様式第1号の回答書により、後援の可否を通知するものとする。

(報告)

第6条 主催者は、事業終了後、速やかに申請団体名、代表者名、住所、連絡先、事業名、内容、日時、会場、参加人員、収支決算及びその他特記事項の記入されている報告書を市長に提出しなければならない。

(取消し)

第7条 後援の承認を受けた者が、第3条各号のいずれかに該当し、又は偽りその他不正な手段により後援の承認を受けたことが判明したときは、市長は直ちに当該承認を取り消すとともに、適切な処置を講じるものとする。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要事項は、別に定める。

附 則

この要領は、昭和63年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

様式第1号

鶴 秘 第 号  
令和 年 月 日

様

鶴ヶ島市長

印

後援について（回答）

令和 年 月 日付けにて依頼のありました後援については、下記のとおり  
です。

記

- 1 後援の可否
- 2 後援の内容
- 3 その他